

特定非営利活動法人条例指定審議会（持ち回り）議事録（要旨）

日時	平成29年12月15日（金）
審議方法	持ち回りによる審議
出席者	<p><審議会委員・五十音順></p> <p>岡山委員（株日本政策金融公庫 国民生活事業本部 南近畿地区統轄室長）</p> <p>永井委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長）</p> <p>初谷委員（大阪商業大学総合経営学部教授）</p> <p>平尾委員（特定非営利活動法人きょうとNPOセンター 統括責任者）</p> <p>山本委員（税理士《近畿税理士会》）</p> <p><大阪府></p> <p>田邊課長補佐・松園総括主査</p>
議題	条例指定基準の再確認について
<p>【議事要旨】</p> <p>1 再確認事項に係る報告</p> <p>平成29年10月13日に開催された審議会で、再度事実確認を事務局に求めた件について、事務局より下記のとおり、法人事務所において書類審査及び聞き取りを行った結果の説明がなされた。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>（1） 条例指定基準に関する確認事項（第4条第1項第10号「不正行為等に関する基準」）</p> <p>【理事が報酬ではなく、労働の対価として給与を得ていることの確認】</p> <p>※特定非営利活動促進法第2条第2項第1号ロ（報酬を受ける者の数が、役員総数の3分の1以下であること）に違反（法令違反）していないかどうかの確認。</p> <p>⇒・理事が役員報酬ではなく、労働の対価として給与を得ていることを「雇用契約」で確認し、役員報酬を受けている者が3分の1以下（1人）であることを「役員報酬規程」で確認。</p> <p>・経理上も適切に処理されていることを「総勘定元帳」、「給与台帳」で確認。</p> <p>（2） その他の確認事項</p> <p>【役員報酬の決定に係る議決方法の確認】</p> <p>⇒役員報酬規程において、報酬基準及び報酬額の決定は理事会で議決する旨が規定されていることに加えて、支給方法等についても理事会で議決する旨の定款変更が、11月8日の臨時総会で議決され、12月15日に茨木市に認証されたことを確認。</p> <p>【役員を選任が総会で議決されているかの確認】</p> <p>⇒理事会で推薦を受けた役員を選任について、平成29年5月に開催された総会で議決されていることを議事録で確認。</p> <p>2 審議</p> <p>上記の説明を受け、大阪府特定非営利活動法人条例指定審議会運営要領に従い、持ち回り審議を行った。審議の結果、委員全員が、申出法人は再度事実確認を求めた事項についても条例指定基準に適合すると確認し、当審議会として、答申をまとめ、大阪府知事あてに提出することとした。</p>	